

令和 7 年度 部活動に係る活動方針

府立難波支援学校

1. 部活動の目的

生徒が余暇を有効に使い、その活動を通して各個人の特性を伸ばすとともに自主的・自発的な態度や習慣を身に付ける。

2. 運営について

- (1) 年間の活動計画を作成し、計画的な活動を行う。
- (2) 部活動部員の募集は、年度当初、中学部と高等部の全生徒を対象に、「部活動部員の募集について」で周知する。
- (3) 活動日程は、毎月保護者に配付する「行事予定」でお知らせをする。
- (4) 部活動顧問は複数で担当する。
- (5) 部活動終了後、生徒は各部活動で集合し諸注意のうえ下校をする。

3. 活動時間及び休養日の設定について

- (1) 授業中の活動時間は、各部活動の顧問が決定し、最終下校時刻は 17 時とする。
- (2) 休養日の設定は、各部活動の顧問が決定する。
- (3) 対外試合日を除く、土曜日及び日曜日の休業日は休養日とし、平日は、1 日以上休養日設けることとする。
- (4) 夏季、冬季などの長期休業中の活動日、活動時間は顧問より事前に保護者へお知らせする。

4. 指導について

- (1) 適切な指導方法、コミュニケーションの充実などにより、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。
- (2) 部活動を通して、仲間と協力しながら友情を深めるとともに、生涯にわたる心身の健康の保持、増進を図る。
- (3) 体罰はいかなる理由があっても、決して許されるものではない。また、威圧的な言動などによる指導によって、生徒の自発性を損なうことの無いよう考慮して指導に当たることとする。

5. その他

- (1) 事故の未然防止のため、施設・設備の点検を定期的に実施する。
- (2) 大会参加や練習試合については、日程などを十分に考慮し、過度な負担とならないようにする。
- (3) 入退部は希望に応じて随時行うことができる。
- (4) 中学部 3 年生の生徒が高等部に進学した場合は、部活の籍は継続となる。
- (5) 対外試合での集合、解散場所などについては、顧問で決定し事前に保護者に伝えることとする。